

○守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例

平成19年6月29日

条例第24号

改正 平成22年3月29日条例第10号

平成25年12月18日条例第21号

(設置)

第1条 児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条に規定する児童をいう。以下同じ。）に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るとともに地域コミュニティの育成を図るため、法第40条に規定する児童厚生施設として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条第1項及び法第35条第3項の規定に基づき、守谷市南守谷児童センター（以下「児童センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 守谷市南守谷児童センター

位置 守谷市けやき台四丁目5番地1

(事業)

第3条 児童センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童に対する集団的又は個別的な遊びの指導に関する事業
- (2) 施設、遊具その他の設備の利用による児童の体力増進に関する事業
- (3) 文化活動、芸術活動を通して情操を豊かにする事業
- (4) 子育てサークル等の地域活動の支援に関する事業
- (5) 児童が異世代交流をするための事業
- (6) その他児童センター設置の目的を達成するために必要な事業

(管理)

第4条 児童センターは、市長がこれを管理する。

2 前項の規定にかかわらず、自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせることができる。ただし、備蓄倉庫については、市が使用する施設とする。

（休館日）

第5条 児童センターの休館日は、次に定めるとおりとする。

（1） 毎月第1水曜日

（2） 12月29日から翌年1月3日

（開館時間）

第6条 児童センターの開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、長期休暇（守谷市学校管理規則（平成18年守谷市教育委員会規則第5号）第3条に規定する学年末休業日、学年始休業日、夏季休業日及び冬季休業日をいう。以下同じ。）については、午前9時からとする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第6号及び第7号に規定する利用対象者で、すでに利用許可を受けている者（以下「一般予約利用者」という。）が利用する場合の開館時間は、午後9時までとする。

（休館日及び開館時間の変更）

第7条 市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）が必要と認めたときは、休館日及び開館時間を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

2 指定管理者は、前項の規定により休館日及び開館時間を変更し、又は臨時に休館日を定める場合には、市長の承認を得なければならない。

（利用対象者及び利用時間）

第8条 児童センターを利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1） 小学生以下の児童及びその保護者等

- (2) 中学生及び高校生（18歳まで）
- (3) 地域の子ども会及び子育てサークル等で、集団的に児童センターを利用する者
- (4) 児童の活動で、集団的に児童センターを利用する者
- (5) 異世代交流事業に参加する地域の高齢者
- (6) 市内に居住する者で、地域コミュニティ育成のため、市長が必要と認めた者
- (7) その他市内に居住する者で、児童センターの活動に関し、市長が必要と認めた者

2 前項に規定する利用対象者が児童センターを利用できる時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号、第3号、第4号及び第5号の利用対象者

ア 5月から9月 午前10時から午後6時。ただし、長期休暇については、午前9時から午後6時

イ 10月から4月 午前10時から午後5時。ただし、長期休暇については、午前9時から午後5時

(2) 前項第2号の利用対象者

午前10時から午後8時。ただし、長期休暇については、午前9時から午後8時。

(3) 前項第6号の利用対象者

ア 5月から9月 午後6時から午後9時

イ 10月から4月 午後5時から午後9時

(4) 前項第7号の利用対象者

午前10時から午後9時。ただし、長期休暇は、午前9時から午後9時  
(利用の制限等)

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童センターの利

用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は退館を命じることができる。

- (1) 児童の健全な育成を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 児童センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) その他児童センターの管理上支障があると市長等が認めるとき。

(施設の利用許可)

第10条 児童センターの施設のうち別表に掲げる施設を利用しようとする利用対象者は、あらかじめ市長等の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可事項の変更又は利用の取消しをしようとするときも、同様とする。

2 市長等は、児童センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用許可の取消し)

第11条 市長等は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第9条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 許可を受けた目的以外に使用するとき。
- (4) この条例若しくはこれに基づく規則の規定又はこれらに基づく市長等の指示に違反したとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、その利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第13条 一般予約利用者は、別表に定める使用料を利用許可書交付の際に納めなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の返還)

第14条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、返還することができるものとする。

- (1) 一般予約利用者の責めに帰すことのできない理由により、利用することができなかつたとき。
- (2) 一般予約利用者が、施設を利用する日の15日前までに利用取消しの届出をしたとき。

(使用料の免除)

第15条 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(利用料金)

第16条 指定管理者に管理を行わせる場合には、第13条の規定にかかわらず、一般予約利用者は、別に定める利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとする場合も、同様とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の免除をすることができる。
- 4 市長は、指定管理者に対し、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(原状回復の義務)

第17条 児童センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用した者は、利用を終了したときは、当該施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第18条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失させた者は、その損

害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の業務)

第19条 指定管理者に管理を行わせる場合の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業を行うこと。
- (2) 第9条の規定により、利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は退館を命じること。
- (3) 第10条第1項の規定により、児童センターの施設の利用許可をすること。
- (4) 第11条の規定により、児童センターの施設の利用許可を取り消すこと。
- (5) 第16条第1項の規定により、利用料金を徴収すること。
- (6) 第16条第2項の規定により、利用料金を定めること。
- (7) 第16条第3項の規定により、利用料金を免除すること。
- (8) 施設等の維持管理を行うこと。
- (9) 前各号に掲げる業務を行うため必要な行為をすること。

(管理の基準)

第20条 指定管理者に管理を行わせる場合の指定管理者が行う児童センターの管理の基準は、守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年守谷市条例第17号)に定めるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に児童センターの運営を行うこと。
- (2) 児童センターの施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱う

こと。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の指定管理者の指定及びその指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成22年3月29日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例の規定は、平成22年4月1日以降の利用について適用する。

附 則 (平成25年12月18日条例第21号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例、もりや学びの里設置及び管理に関する条例、守谷市運動公園の設置及び管理に関する条例、守谷市市民交流プラザの設置及び管理に関する条例、守谷市南守谷児童センターの設置及び管理に関する条例、守谷市隣保館の設置及び管理に関する条例、守谷市土に親しむ農園等貸付事業実施条例、守谷市自転車駐車場設置及び管理に関する条例及び守谷市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第10条, 第13条, 第16条関係)

施設の名称	使用料 (1時間当たり)
-------	--------------

スタジオ1	710円
スタジオ2	710円
視聴覚室兼集会室	100円
調理室	100円
工作室	100円
会議室	50円